

事業者公募要項

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
要項-1	4	5	(5)	イ			補助金の適用において、20年間の事業期間内に部分更新を行う場合、補助金適化法の示す年数を経過していれば補助金の適用が受けられると考えてよろしいでしょうか。	更新建設工事期間内以外における更新工事については、補助金の適用を想定外として下さい。
要項-2	4	5	(5)	ウ			事業期間内の部分更新でも補助金が受けられる場合、都度、建設負担金は必要になりますか。	更新建設工事期間内以外における更新工事については、補助金の適用を想定外として下さい。
要項-3	4	5	(5)	ウ			事業契約締結後の建設負担金納付、国庫補助金決定、対価支払いなどの概略スケジュールをご教示ください。	国庫補助金決定は、事業契約締結後となります。建設負担金納付及び更新建設工事の対価支払スケジュールに関しては、事業契約書（案）第76条を参照ください。
要項-4	15	4	9	(9)	イ		「契約締結と同時に」履行保証保険の締結をするとなっておりますが、実際には契約締結後の履行保証保険の締結となります。「契約締結後速やかに」と変更いただけませんでしょうか。	横浜市下水道局設備課にて発注を行う通常の公共工事と同様に、履行保証保険契約の締結をもって契約保証金に代える場合、契約書類の提出と同時に、その証書等を提出する必要があります。
要項-5	21	7	1				地方特別税など必要な税金があればご教示ください。	関連諸法規をご参照ください。